

共通テーマ：多文化共生社会を考える

第3回 移民社会フランスから考える多文化共生

2024年9月21日（六本木校地にて）

鈴木 規子（早稲田大学 社会科学総合学術院教授）

皆様、ただ今、ご紹介にあずかりました早稲田大学 社会科学総合学術院の鈴木規子と申します。今日は1時間半どうぞお付き合いいただければと思います。

実は、この春からフランスのストラスブール大学で研究をしていて、夏休みに一時帰国しております。その間に、このような講演の機会をいただきましたこと本当にありがたく思っております。東洋英和女学院大学の今野先生ならびに山本先生には改めて御礼申し上げます。この連続講演会の中で今日はフランスについて取り上げるわけですが、フランスは移民社会ということで、皆さんもニュースなどでいろいろイスラームの問題ですとか、テロの問題とか、ヨーロッパの中でもドイツやフランスでは特に移民問題が大きな社会問題になっていることとはご理解いただいていると思います。今日は、その多文化共生を考える時に、報道とは違った視点や、現場で見てきた新しい視点をご紹介できればいいなと思っております。

まず、私の自己紹介ですが、フランスについて大学院生の時から研究しています。特にEUとフランスの政治社会について興味を持っています。とりわけ移民問題について、EUに加盟をして、EU域内の人の移動が活発になってきたことによって生じる移民の権利や地位の問題について関心を持ってきております。

また近年は、イギリスが EU から離脱したことは大きなニュースになって、数年間どうなるんだろうと気をもんだことを思い出しますが、イギリスが EU から離脱したことによって、どのような政治、社会的な影響があるかといったことを研究しています。そのブレグジットのことも含めて、EU が加盟国の中で大きな意味を持つようになっていくということに一番の関心があります。そこで、今日は多文化共生について考えるにあたって、とりわけ、EU 中の人の移動がどのように起こっているのか、歴史や文化的背景を含めて現場の視点まで掘り下げてご紹介していきたいと思います。

前半は、多文化共生という言葉が、英語やフランス語の文脈にした時に、どういう意味で使われているのか。またヨーロッパ社会では、多文化共生が一体何を指しているのか。法的、制度的な枠組みについてご説明します。

それから特にヨーロッパの文脈の中で、移民、外国人の権利がどのように認められてきたのかということ、またフランスで移民がどのように位置づけられているのかということをお話しします。その後、実際に人の移動がどのように起こっているのか、写真などをお見せしながら紹介していきたいと思います。ですので、前半はちょっと堅苦しい文字の多い資料となっておりますが、後半は写真などをお見せしながら、皆さんにヨーロッパの多文化共生がどのように行われているのかということを少しイメージしていただきたいと考えております。

●多文化共生とは：日本の場合、グローバルな文脈

まず、多文化共生という日本語が、日本ではどういう文脈で使われているのか見ていきます。2006年3月に総務省が設置した多文化共生の推進に関する研究会では、多文化共生はこのように定義づけられ

ています。「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」とあります¹⁾。

なぜ多文化共生が必要なのかと言うと、外国人住民が増加していることと関係があります。その背景としては、少子高齢化によって働き手が不足し、地域社会の担い手が減っているということがあります。外国人がやってきて徐々に定住化していくと、さまざまな課題が出てきます。例えば言語の問題があって、なかなか日本語が分からないような外国の方が増えてきました。そして日本の社会制度に対する知識が欠けていて、例えば年金制度とか社会保険に関する知識が、働いている外国人の方々に理解されていないということがあります。

また、子どもを連れてきた家族もいるので、子どもの教育をどこで受けさせるのかということについても、受け入れる学校や地域でもさまざまな混乱が生じていることから、国だけでなく自治体の中でも、この多文化共生をしていく上で何が課題で、どう向かっていくのかということが話し合われるようになってきました。

このように言語の問題や日本の社会制度への理解が不足しているために、外国人が地域社会で孤立してしまうという問題が出てきて、こうした問題をどのように考えていくのかという研究会が立ち上がりました。この研究会の報告書の中には、外国人を生活者として受け入れるという文言が入っています。ところが、日本の移民政策では、これまで単純労働者を受け入れることを認めてきませんでした。それが最近、技能実習制度が改まったことにより、単純労働を外国人に担ってもらう方向へ徐々に進んできました。もう一つ、日本政府が認めてこなかったのが、外国人を生活者として受け入れるということです。でするので、日本政府が外国人労働者の定住化は阻止すると言っているのに、この報告書の中では生活者として受け入れるという方向が盛り込

まれているので、どこまでこれが実現していくのかは、今後の自治体、そして政府の努力によると思います。

また、今日は深く立入らないですが、ここで気になるのが、最初の多文化共生の定義です。これがとても曖昧です。というのは、英語に訳そうとした時に、誰が主体なのかというのが非常に分かりづらいのです。我々、日本人のことなのか、それとも日本人と外国人のことなのか、はっきり分からないのです。また、対等な関係を築こうという部分については、英語では平等な権利だとか、平等な待遇という言葉を使うのですが、対等と平等とは果たして同じことをいうのか、そこが非常に曖昧にぼやかされているということを指摘したいと思います。

次に、グローバルな文脈で見た時に、この多文化共生とは、どのように定義することができるのか、それについてウィル・キムリッカというカナダの社会学者の文献ⁱⁱを基にご紹介したいと思います。キムリッカによれば、多文化共生とは、多文化主義（Multiculturalism。長いので、MCと訳して資料の中では説明しています）のモデルとして説明が可能です。それは、これまで一民族一国家の、国民国家というモデルの中において、外国人や移民は国民に同化することが求められてきたのですが、同化ではなく、移民や外国人の文化も認めていく、彼らの権利を認めていく方向が望ましいという意味で、グローバル、特に国連を中心とした世界的な流れになっています。

また、多文化主義がグローバル化していくのは2つのレベルがあるとして、政治的な言説レベルと法的規範のレベルで進んでいる、とキムリッカは言っています。特に、法的規範レベルでは、人権規範が進んできて、特にリベラル（自由）とか民主主義、法の支配の中で個人の権利を認めていくという流れになってきています。この人権規範を進めていくには、リベラルな、民主主義で、法の支配という前提がな

いと多文化主義を実現するのは難しいとも言っています。

この多文化主義を一文で定義すると、「さまざまなマイノリティ集団に対する公的承認・支援・包摂などの多くの政策によって行われる」というのがキムリッカの多文化主義の定義です。この中で「さまざまなマイノリティ集団」とは、一体何を指すのかというと、特にヨーロッパとアメリカ（新大陸）では若干認識が異なると言っています。ヨーロッパでは、マイノリティ集団を「新しい集団」と「古い集団」に分けています。「新しいマイノリティ」とは、特に移民や難民のことを指していて、「古いマイノリティ」とは、昔からその土地に定住している少数民族や先住民族のことを指すとして、区別しているわけです。

このようにグローバルな文脈の中で、多文化共生という考え方は多文化主義の考え方の方向に進んできたわけです。次に、こうした考え方が進んでいるヨーロッパでは、どのようにマイノリティの権利擁護が歴史的に展開してきたのかについて簡単にご紹介します。

●ヨーロッパにおけるマイノリティの権利擁護の歴史的展開

20世紀の初頭には、ロシア帝国、オスマン＝トルコ帝国、そしてハプスブルク帝国といった多民族国家が解体していきました。そして一民族が一国家を持つという原則に基づいて、これらの帝国は複数の独立国家に分裂していきました。その時に新たに国境線が引かれました。この国境線の中で、うまく国家とその民族が合致していればいいのですが、多民族国家というのは元々いろいろな少数民族が分散して住んでいましたから、そのまま引かれた国境線の、間違った国境線の向こう側に取り残されてしまった人も多くいたわけなのです。

例えば、ポーランド領に取り残されたしまったドイツ系住民や、ルーマニア領に残されてしまったハンガリー系住民など、特に中央ヨー

ロッパや、オスマン帝国が支配していた地域などでは、その取り残されてしまった民族の処遇が問題になりました。この問題は、第一次世界大戦後に設立された国際連盟の中で、こうした、いわゆるマイノリティをいかに保護するのが検討されて、さまざまな条約が作られて、権利が保障されていくことになりました。ところが、皮肉にもナチスは、そうしたハンガリーなどに残されたドイツ民族、同胞を保護することを口実に侵略戦争を行ったのです。こうした侵略を正当化してしまったことを反省して、第二次世界大戦が終わった後には、マイノリティの固有の権利を保障するのではなく、普遍的な人権を保障しようという流れへと世界は変わっていきました。これは差別をしない、非差別の原則として、1948年に国連総会で可決された世界人権宣言にも象徴的に表われています。

それ以降、こうした普遍的な権利、人権の保障という考え方が世界中で広まっていくのですが、その一方で、40年近く、マイノリティの権利の問題は無視され続けてしまいました。それが再び脚光を浴びたのが1980年代以降のことです。この頃から、マイノリティを、先住民とマイノリティ一般の2つの種類に分けて、マイノリティの権利保障が国連においても議論されるように変化していきました。本日の報告では、先住民のことについては取り上げず、マイノリティ一般について、これからお話しします。

●リベラル多文化主義の考え

このように、リベラルな多文化主義という考え方が世界的に広まってきたわけです。キムリッカの表現を借りると、「人権を強固にして、民族的、人種的な階層構造を縮減し、民主主義を深化させるという想定に依拠」して、「民族的多様性を承認し包摂する政策」ⁱⁱⁱが世界で

取られていくようになったわけです。

しかし、このリベラル多文化主義も盤石ではありません。キムリックによれば、「リベラル多文化主義は少なくとも、ある種の民族的多様性については、一部の西洋諸国でも今もなおリスクの高い事業として認識されており、反動と後退を招きやすい。」そして、「リベラル多文化主義の出現や定着は偶然頼みのところが多く、脆弱なままなのである」^{iv} と批判しています。このことは、移民や難民の受け入れに対して、特にヨーロッパ大陸を目指してシリアからの大勢の難民がやってきたきた時に、これを受け入れるか、それとも他の国に引き受けてもらうかといった議論や、さらに人権重視なのか、それとも自国の権利を守るのかといったような議論が起こり、フランスやドイツにおいても、この難民を目の前にしてどうするかということが非常に強く問われました。それをきっかけに、マジョリティつまり国民の側から、移民や難民の受け入れに対して反発が起こり、そして政治家の中でこうした難民や移民を受け入れるべきではないといった排外主義的な主張をする、いわゆる極右勢力が非常にその後とても支持されるようになりました。この状況は、リベラルで多文化主義が進んできたかに見える西洋社会においても、それは盤石なものではなく、時と場合によって非常に大きく揺らぐということを示しています。

●フランスにおける多文化共生とは

こうした移民・難民の受け入れに対して世論が大きく動いている国の一つであるフランスでは、多文化共生についてどのように考えられているのか、次にお話ししたいと思います。まず、マイノリティの権利の保障とは何か、法的な枠組みやフランス独自の考え方、フランス共和国の考え方を紹介した上で、移民政策の制度的な枠組みについて

紹介します。そのことによって、単に人権と言っても、それを担保するような法律や制度がどのようになっているのかを示したいと思います。

その際に前提として、日本と大きく異なるのは、フランスはもはや一国で人の出入国を管理できなくなっていて、フランスが加盟しているEUとの加盟国の協調が必要になってきているということを申し上げておきます。そのため、EUの外からやってくる移民や難民と、EU域内を移動する移民という、2種類があります。EUの外からやってくる場合には、フランスは、EU加盟国の中でも割と西側にあるので(図1参照)、現在問題となっている難民はだいたい東側と地中海からやってくるので、その国境沿い、あるいは海岸沿いを直接フランスが管理するというのではなく、EU加盟国の中で協力して、この外側の国境を管理しているという状況があります。

また、1985年にフランスとドイツの首脳の間で両国の国境管理を撤廃しようという動きがあり、ドイツ・フランスと、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの5カ国の間で、この5カ国の中の国境管理をなくそうという取り決めがシェンゲンというルクセンブルクの村で調印されました。この調印した場所の名前を取った「シェンゲン協定」が1985年に結ばれて、10年かけて国境をなくす法的な手続きを進めていくことになりました。それが今ではEUの加盟国の間で、シェンゲン協定が共有されるようになっていて(一部の国はシェンゲン協定に参加していませんが、多くの国では)、ひとたびEUの域内の中に入ってしまうと、国境管理なく人々が移動できるようになっているということを含め申し上げておきます。

それでは、フランスにおいてマイノリティの権利、保護がどのような法的な枠組みで行われているのかと言うと、フランスが加盟している国際機関の法律に基づいています。まず、国際連合で、国連は世界

図1 フランスのなかのアルザス地方とストラスブール



(引用) Encyclopædia Britannica, Inc., “Alsace, historical region of France.”

人権宣言（先ほど申し上げた人権宣言）と、その後に結ばれた人種差別撤廃条約があります。この世界人権宣言に沿って、1949年、第二次世界大戦が終わった後にヨーロッパの、特に西ヨーロッパ諸国の間で設立された欧州評議会で、世界人権宣言を基にした欧州人権条約というのが結ばれます。これは世界人権宣言を基に、欧州評議会の加盟国の中で人権を守るという取り組みをしたわけですが、人権に違反するかどうかということを決る司法の場を作りました。これが欧州人権裁判所です。

おそらく皆さんは、欧州評議会よりも EC とか EU の方をよくご存じかと思いますが、実は今の EU の前身である ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）が 1952 年に設立されるのですが、それよりも早くに欧州評

議会は設立されていて、自由や民主主義、そして法の順守を理念に掲げている国際機関になります。フランスはその設立メンバーでもあるのです。

その後、石炭と鉄鋼をドイツとフランスが共同で管理するための共同体の設立を 1952 年に結んだのが ECSC で、現在の EU になっています。EU の加盟国は全て欧州評議会の加盟国でもあります。そういうわけで、人権に関しては、実は EU よりも欧州評議会の方が中心的な役割を担っているということを強調しておきたいと思います。

ちなみに、欧州評議会の加盟国は 46 カ国ありまして、現在の EU 加盟国は 27 カ国ですから、より多くの国が加盟しています。実は、ロシアも加盟していましたが、ウクライナに侵攻したため、侵攻後に欧州評議会から除名されました。また、EU よりも古くから、中央ヨーロッパ諸国やトルコも加盟していて、日本もオブザーバーとして参加していてアジアの方の広い領域を含む人権の組織になっているというのが特長です。

また EU も、人権の尊重は近年特に強調しています。現在、EU に加盟しようとする国に対しては、国内のマイノリティの権利を保障することを法律の中で定めないと加盟はできないという強制力を持つようになっているのが特長です。さらに、EU 加盟国の中では、2000 年に採択された EU 基本権憲章を相互に認め合っており、人権は人間の基本的権利であるという定義づけまで行っています。このように、国際条約の中で人権を重視すると位置づけられています。

もう一つ、フランスの国内法について説明すると、特徴的なのが共和主義という考え方です。それによると、先ほど説明しました多文化主義という考え方が採用されません。と言いますのも、フランスの憲法には、唯一不可分の共和国フランスと定められています。唯一不可分とは、国民を宗教や出身、そして信条、性別によって分けることが

できないという意味で、国民は全て平等という普遍主義的な考え方を採用しているのです。

従って、多文化主義が掲げる集団の権利を保障するというのは、差異のある市民権を認めることになってしまうので、それはフランスの普遍主義的な考え方とは相いれないことになります。ですので、フランスでは多文化主義という言葉は用いられません。

そうした時に、いくら普遍主義とか、全ての国民が平等と言っているけれども、国民ではない人々、つまり外国人や移民や難民は、この権利の保障対象ではないのか、どうなのかという疑問が出てまいります。これについて、キムリッカはフランスを、日本やギリシャやトルコと同じように、「中央集権的な単一国家という古いモデルに固執し、マイノリティの存在を否認し続けている国」と厳しく批判しています。そういうわけで、普遍主義的な権利と言っているけれども、その普遍主義的な権利である人権が、フランスではどの範囲まで認められるのかということが争点になってくるわけです。つまり全ての人が安心して暮らせるといった場合に、難民としてやってきた人、あるいはまだ難民認定が下りてきてない人も、人間の権利としてフランスに住み続けることを保障されるのかどうかという、きわどい問題です。それについても、どういう判断をするのかということがでてくるわけです。

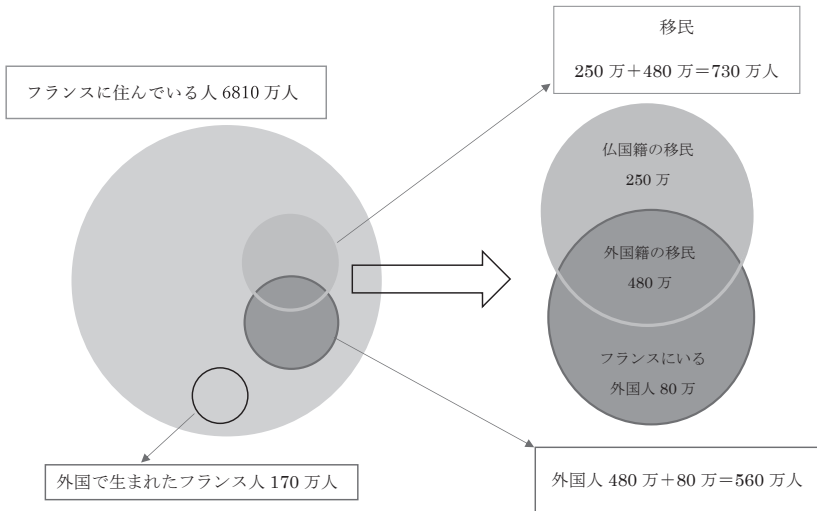
●フランスの移民とは

次に、フランスは移民が多いと知られていますが、フランスにおいて移民とは誰を指すのか説明したいと思います。移民というと、外からやってきた人というふうに日本ではイメージされやすいのですが、フランスでは、統合高等審議会において移民の定義づけがなされました。それによると、外国生まれで、外国人としてフランスにやってき

て1年以上フランスに居住している人のことを移民と言います。ですので、日本人でも1年以上フランスに住んでいる人は移民とみなされるということになります。

そして、ここが注意点ですが、その移民の中にはフランス国籍に帰化した者も含まれます。図2のように、2023年時点でフランスには6,810万人が居住しています^{vi}。だいたい日本の人口の半分ぐらいですけれども、そのうち移民は730万人、1年未満の短い滞在をしている外国人は560万人います。この移民と呼ばれる730万人のうち、いわゆる私たちがイメージする外国籍の移民は480万人で、フランス国籍に帰化した人は250万人です。この点が日本と大きく違うところです。2010年代あたりからフランスで移民の子どもたちによってテロ事件が起こされたというニュースがありましたが、あの人たち

図2 フランスの移民



(注：INSEE (2023) をもとに筆者作成)

はフランスへやってきたばかりの移民ではなくて、親は外国からやってきたけれども（その中には子どもも一緒にやってきたケースもありますが）、もう既にフランス国籍を持っている人がほとんどなので、日本でイメージする移民よりも、もっとフランス社会に根付いている人たちなのです。そういう人たちのことを移民というふうに呼んでしまっている。移民と呼んでいるけれども、その中には外国籍の人ばかりではなく、フランス国籍も持っている、つまりフランス人も含まれているのだというのがフランスの特徴です。

● フランスにおける移民政策

次に、フランスにどういう経緯で移民がやってきたのか、歴史的な背景を簡単に説明します。昔からフランスには地続きでいろいろな国から人がやってきていますが、特に第二次世界大戦が終わった後、日本と同様に、経済復興のために労働力が多く不足しました。その時に近隣諸国から外国人労働者を雇って、さらに労働力の需要があったので、植民地支配をしていた北アフリカのアルジェリアやモロッコ、チュニジアなどからも労働力を募集してきた経緯があります。それが1970年代の初めに起こったオイルショックの影響で新たに外国人労働者を受け入れることを停止しました。しかし、既にやってきていた移民の家族を呼び寄せることは人道上認められていたので、それまでの男性で働き盛りの人たちが来ることはなくなりましたが、80年代はその妻や子どもが故郷からやってくることになり、女性の移民が増え、それに伴って子どもの教育問題や社会統合の問題が複雑化していきました。

また、2000年代に入るとEUが東側に拡大して、EU域内からの人の流れが増えていきました。ですので、70年代までは右肩上がり

で、80年代になると、やや停滞して緩やかな流れになったけれども、2000代以降再び急増していくという移民の流れがフランスには見られません。

最新の2023年の統計を見ますと、フランスに住んでいる移民の約半数がアフリカ出身者です。国別では、最も多いのがアルジェリア生まれで大体12%、続いてモロッコ生まれが11%です。3番目に多いのがポルトガル人で7.9%、そしてチュニジア人が4.8%、イタリア人が3.9%という状況です。

以前、私はポルトガル移民の研究をしていました。フランスにアルジェリア人やモロッコ人が多いというのはよく知られていますが、実のところポルトガル人も非常に多くて、1999年の統計ではアルジェリア人とほぼ人数が同じでした。アルジェリア人に比べると、宗教的にもポルトガル人はカトリックですし、見た目もフランス人と変わりませんし、しかもあまり問題を起こさないの、そんなに目立たないのですが、人数としては非常に多くいました。その理由は、ポルトガルの経済が非常に貧しかったことと、60年代にアフリカにたくさんあった植民地で独立戦争が起こり、アフリカ独立戦争に駆り出される若い男性が兵役を拒否して、ある種の亡命の形で地続きのフランスまで逃れてきた人たちがいました。フランスではちょうど労働力不足だったので、パスポートなど書類のないまま働いて滞在しているというような具合で存在しました。というわけで、ポルトガル人は非常に多いですし、今でもポルトガルから労働者がやってきています。

また、1年以上フランスに住んでいる人たちの国別の割合を見ると、2023年の統計では、その前年に新たにやってきた人たちの中で最も多かったのが、ウクライナ人です。戦争で難民化して逃れてきた人たちをフランスも受け入れていて、統計でヨーロッパ出身者が4割いますけれども、ウクライナ人が最も多く占めています。

●フランスにおける移民の社会統合

フランスでは、移民がフランス国籍も持っているというのは若干分かりにくいかと思うので説明します。フランスはもともと同化主義的な政策を取っていました。フランスにやってきた移民はフランス人と同じようにフランス語を話して、フランスの法律を身につけて、フランスの学校で学んで、フランス人になっていきましようという政策がずっと取られてきました。その一方で、国籍法がフランス人に帰化しやすいという特徴もあります。日本では、親から国籍を引き継ぐ血統主義で、親が日本人ならば子どもも日本人ですよ。フランスの場合は、これに加えて生地主義も取っているのです。外国人であっても、その次の世代、さらに3世代になると、フランス生まれフランス育ちはフランス国籍をもっているわけです。そのため、移民でもフランス国籍取得者が非常に多いのです。

また、フランスにおいて同化主義政策を取ってきたのはフランスの共和主義の考え方によっていて、国民か外国人かはっきり分けて考えていて、国民主権だから、フランスに住んでいて権利が欲しいのであればフランスに帰化しなさいという考え方が強くありました。そのため、帰化をしやすい国籍法になっています。例えば、国際結婚をして、その配偶者が相手のフランス国籍を申請することができます。日本と違って重国籍が認められているので、もとの国籍を失わなくても、追加でフランス国籍を取れる点も帰化が進みやすい背景になっています。

ところが、この同化主義的な共和主義の考え方が変化してきています。その背景には非ヨーロッパ系の移民が増加していることです。先ほども述べたように、ポルトガルやイタリアのようにカトリックでヨーロッパ文化の背景をもつ人であれば、フランス社会になじみやす

いし、言語的にも近いのでフランス語も理解しやすいですが、ヨーロッパの外側からやってきた人たちには、やはりこの文化や宗教の面で違いがみられます。

そして、その違いによってフランス社会で差別を受けるという問題が起こってきました。しかし、移民の中には、自分は移民ではない、例えば親は移民してきたけれどもフランスで育った子どもにしてみれば、学校でみんな平等だと習っているのに、なぜ私は差別されるのだという怒りや不満がでてきました。こうして、フランス人と同じ権利を訴える運動が80年代半ばに起こりました。なぜ80年代かと言うと、先ほど述べたように、1972年のオイルショックまでは移民を受け入れてきたけれども、その後は家族の呼び寄せが進んだため、その頃フランスにやってきた子どもたちが学校教育を経て成人していく時期にあたります。そういう人たちがフランスの学校で受けた教育で、学校で学んだことと現実社会との違いに気づいて、声を上げるようになってきたというのが背景としてあります。

● EU 市民とは、EU 市民権とは

また、フランスでは国民と外国籍の人で権利がはっきり分けられると申し上げましたが、EUの統合が進んだことによってEU市民権という考え方が新たに導入されました。このEU市民権によって、外国人の中でもEU加盟国出身者には権利が保障されるようになると、外国人の中でも権利が認められる人と認められない人が出て、矛盾が生じるようになってしまいました。

このEU市民権とは何か説明します。まず、EU市民とは誰かと言うと、EU加盟国の国民のことです。1992年に定められたマーストリヒト条約の中で、EU加盟国の国民をEU市民と定め、EU市民権

が付与されました。EU 市民権によれば、国籍によって差別されない。そして、EU 域内をビザがなくても自由に移動したり、居住したり、就労したりできることが権利として定められました。さらに、例えばフランス人がドイツに住んでいる場合に、ドイツで行われる欧州議会選挙や地方議会選挙で投票と立候補ができるようになりました。つまり住んでいる国の国籍、この場合ではドイツ国籍を取らなくても、これらの政治的権利が付与されることになりました。もう一つ、欧州議会への誓願なども EU 市民の権利として認められました。

これに対して、例えばフランスに住んでいるアルジェリア人は、何年も住んでいても参政権が認められません。それなのに数年前にやってきた EU 市民、例えばポーランド人はフランスで地方参政権が付与されます。居住歴ではなくて、EU 加盟国の国籍を持つてるか否かで差別されるという明らかな矛盾が新たに起こりました。このように今のフランスの制度には EU の法律が色濃く反映されたことによって、これまでの考え方の基準と異なることが起こり、移民を受け入れる上で矛盾が生じるという現状があります。

● EU 中のフランス：欧州議会議員選挙（6月6～9日）

その EU 中でのフランスがどういう位置づけなのかというのを最近の状況からご説明します。EU の立法機関にあたるのが欧州議会です。2024 年 6 月上旬に、欧州議会議員選挙が行われました。この選挙は 5 年に 1 回、全ての加盟国の国民が投票して、EU の立法機関の代表を選びます。EU 市民であれば誰でも投票することができて、たとえ国籍のない他の EU 加盟国に居住していても、届け出をすれば居住国の選挙に投票できることが EU 市民権で認められています。欧州議会はフランスのストラスブール市にあります。私は選挙の前にパリ

から移動してストラスブールへ住み始めたので、今回の欧州議会選挙の前後を身近かに観察することができました。パリではあまり欧州議会選挙のことを見聞きしなかったのですが、ストラスブールへ来たら市内を走る路面電車の車体全体に「投票に行きましょう」、「選挙があります」という広告で覆われているのに驚き、また欧州議会へ行ったら英語とフランス語とドイツ語で「あなたの権利を行使しましょう」というスローガンが掲げられているのを見ました。このようにストラスブールではお膝元だけあって、欧州議会選挙は活発に宣伝されていました。今回の欧州議会選挙で争点となったのは、移民問題、環境問題、ウクライナの紛争とエネルギー問題、そして物価高でしたが、これらは強弱の度合いは違えども、ほぼ全ての加盟国で共通した争点になっていました。

選挙結果をみると、加盟国全体として排外的な極右勢力が第一党を占めました。とりわけフランスは顕著で、移民排斥を唱えている国民連合（RN）という政党が30%以上を得票して、フランス国内で第一党を占めました。この得票率はEU全体でもトップで、欧州議会の中で、この国民連合がEU内を改革するというか、移民排斥を訴えるような強力な勢力を次の5年間を担っていくのではないかとされています。

欧州議会はこれまで国民にとっても国内政治でも、あまり大事な選挙と思われてこなかったのですが、今回の選挙結果が出た夜にフランスのマクロン大統領が国会の解散総選挙を宣言し、欧州議会選挙の結果をフランスの国政に持ち込みました。この宣言はフランス政界に、ものすごい激震を走らせました。しかし、7月の総選挙の後にバカンスやオリンピックがあったため、ようやく最近新しい首相が決まりましたが、閣僚がなかなか決まらなくて、総選挙から3か月も混乱したままでした。こうした政治状況の原因の始まりが、この欧州議会選挙

だったわけです。

ちょうど欧州議会の投票日はフランスもドイツも同じ6月9日でしたが、たまたま私はドイツに泊まってフランスに戻ってきたので、投票日の両国の街の様子を写真に撮ってきました。これはドイツのキールという国境沿いの街です。このポスターはフォン・デア・ライエン EU 委員長のグループなのですが、ヒトラーみたいに口ひげをつけられ、いたづらをされています。交差点にこういう政党のポスターが貼られていました（写真1）。



写真1 投票日の独キール市内の交差点にある欧州議会選挙の候補者ポスター（筆者撮影）

そして同じ日のストラスブール市内の市役所の前には、立候補している政党のポスターが貼られていて、それを見て投票しに行く有権者が多いわけですが、ご覧のようにポスターはビリビリに破かれていて、いたづらや剥がされて、有権者の過激な一面もありました（写真2）。ストラスブール市内を走る路面電車の車体やその線路沿いの立て看板に、「ヨーロッパを守ります」「選挙に行きます」といった宣伝ポスターも貼られていて、熱心な宣伝が見られました（写真3）。そのせいか、欧州議会選挙の投票率としては非常に高い50%を超え、非常に関心を集めた選挙となりました。



写真2 投票日のストラスブール市役所前の候補者ポスター (筆者撮影)



写真3 欧州議会選挙の宣伝：欧州議会にて「あなたの声を生かして」(筆者撮影)



写真3 欧州議会選挙の宣伝：街中の広告塔「私はヨーロッパの価値を守る」(筆者撮影)



写真3 欧州議会選挙の宣伝：路面電車「民主主義に活力を与える選挙権」(筆者作成)

●異なる言語・宗教・文化を持つ人々との共生—ストラスブールから考える

先ほどからたびたび話題にしているフランスのストラスブールについて、ここからは写真とともにお伝えしたいと思います。まず地理的には、ドイツとの国境沿いにあります。そして今はドイツとの間を流れるライン川が国境になっています。言語はアルザス語というドイツ語に近い方言が使われています。ここは、そのアルザス地方、その北にロレーヌ地方がありますが、アルザスとロレーヌはドイツに占領さ

れていた歴史があります。1870年の普仏戦争に負けてから第一次世界大戦が終わる1918年までドイツ、そしてフランスにいったん戻るのはですが、ナチスに攻められて1939年から第二次世界大戦が終わるまで再びドイツ領になっていったので、この75年の間に4回も国籍が変わっています。

この写真はドイツ側から見た、ストラスブールの街のシンボルであるカテドラル（大聖堂）ですが、どこからでも目に付く教会を目指してドイツ人が攻めてきたんだというのが非常に分かるわけです（写真4）。



写真4 ドイツ側からみたストラスブール大聖堂（筆者撮影）

〈共和国広場〉

それで、象徴的なことを申し上げますと、共和国広場というのが街中にあります（写真5）。ここは、1880年代にドイツが占領した時に都市計画が進められて、そこは新都市地区の象徴として建てられた広場になります。ノイシュタット（新しい国）という名前の計画で、この広場は皇帝広場という名前がつけられたのですが、第二次世界大戦が終わった後には共和国広場と名前を改めました。

そして、この建物は、ドイツ占領時には帝国宮殿（インペリアル・パレス）という名前で、アルザス・ロレーヌの議会として用いられていましたが、現在はライン川の名前を取ってライン宮殿（パレ・デュ・ラン）と呼ばれています。このライン宮殿の前に銅像があります。実は、ここにはアルザス・ロレーヌを占領した時のドイツ皇帝ヴィルヘルム

1世の銅像があったのですが、第二次世界大戦が終わった後に新たな銅像が置かれました。これはお母さんが2人の息子を抱きかかえているのですが、第一次世界大戦の時に兄弟が、占領しているドイツ軍と、故郷であるフランス軍と分かれて従軍して闘ったことを表すため、ドイツとフランスそれぞれの方向を向いて亡くなっているという銅像なんです。第二次世界大戦が終わった後に、アルザス、そしてストラスブールが2つの祖国に挟まれて翻弄されていることを象徴している銅像になります。



写真5 共和国広場にある「ライン宮殿」と「2つの祖国」像（筆者撮影）

〈「ヨーロッパの首都」—不戦共同体としての欧州統合の象徴〉

現在ではユネスコの世界遺産に登録されていますが、ストラスブールには第二次世界大戦まではドイツとフランスという2つの大国に挟まれて、それこそ家族が戦争によって別れてしまうような、とても悲惨な側面があります。戦後この街が脚光を浴びたのが、ヨーロッパの中心都市としてでした。ヨーロッパ統合の動きが出てきた時に、一番の目的は二度と戦争をしない、不戦共同体として立ち上がろうと、西ヨーロッパの国々の間で協力が進められてきたわけですが、その不戦共同体の象徴として選ばれたのがこのストラスブールという地だったのです。ストラスブールの中には、先ほど紹介しました、欧州評議会と欧州人権裁判所と欧州議会があって、このライン川に沿って向かい

合って設置されています。この3つの機関がある地区をストラスブールでは「ヨーロッパ地区」(Europe District)と呼んでいます(図3)。

また、ストラスブール市のホームページを見ますと、「このヨーロッパ地区は多文化都市である。そして仏独和解と欧州平和の都市である」ということが宣言されています^{vii}。ここで、ようやく多文化という言葉が出てきましたが、その意味でもストラスブールにいて、多文化共生を進めてきたことが非常に分かります。それには民間レベルだけではなく、やはり政治的なイニシアティブが非常に重要で、1960年代以降、仏独和解が進められていくのですが、特に青少年交流と、教育面で長い交流が続いています。

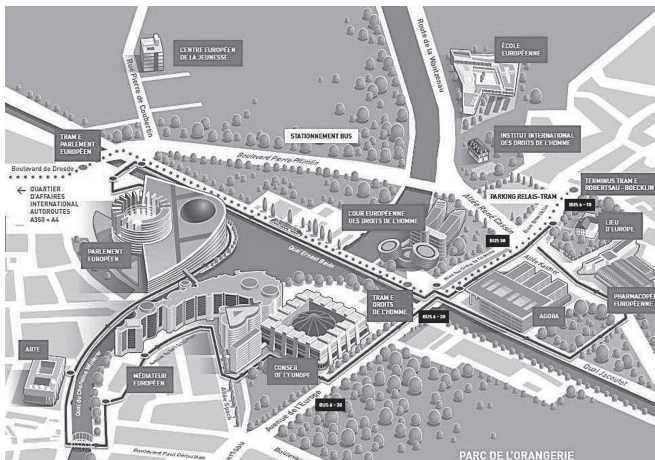


図3 ヨーロッパ地区(ストラスブール市ホームページより)

〈仏独和解：仏独首脳のイニシアティブ〉

仏独和解の例を挙げると、ドイツとフランスでは歴史観が当然異なり、特に近現代史というのは、それが衝突しがちなのですが、共通歴史教科書を作りました。これは今、日本語にも翻訳されていますが^{viii}、1970年代から取り組んできました。特に仏独和解で象徴的な

人物としては、フランスのミッテラン大統領と西ドイツのコール首相が挙げられますが、彼らの間で「アルテ」(Arte)というテレビ局がつくられました。一度取材したことがあります。1つの事件が起こると、フランス人とドイツ人の記者が1つの記事を書くそうです。テレビなので、フランス語とドイツ語と両方で同じニュースを扱うので、見解の相違がないように、その2人の記者が編集作業をチェックしあって同じニュースを2つの言語で報じるそうです。

〈クロスボーダー・コンピューター (cross-border commuter)〉

先ほど申し上げたシェンゲン協定が結ばれたことによって、ドイツとフランスの国境が撤廃されました。今ではフランスとドイツの間には、路面電車がそのままパスポートチェックもなくスーッと行ってしまふような道路の整備もなされていますし、車でも徒歩でもパスポートチェックがない状態で移動できます。例えば、写真6はライン川にかかわるヨーロッパ橋ですが、私はこれを歩いてフランス側からドイツ側へ、だいたい5分くらいで渡りました。非常に長い橋ですが、何のチェックもなく人々が移動しています(写真6)。

そしてドイツのキール市内に着くと(写真7)、交通標識にストラスブルと書かれていました。こっちに行くとフランスのストラスブルへ、あっちに行くとドイツのオッフェンブルクへと、交通標識にも自国内のことだけでなく、隣のフランスの行先まで書かれていることが非常に印象的でした。特に日本のように国境が海だと、隣の国に行くことをイメージしにくいのですが、ここは隣町に行くような感覚で行くことができるようになっています。

こうしたことを可能にするのは、やはり国境地帯にある自治体や国のレベルで制度の協力がなされているからです。ちょうど、フランスとドイツの間で警察チームが結成されているという内容の番組が、先



写真6 ライン河にかかるヨーロッパ橋 (筆者撮影)



写真7 ドイツ・キール市内の交通標識 (筆者撮影)

ほど紹介したアルテで放送されていました^{ix}。それによると、フランスとドイツの警察官と一緒に研修を行っていて、ドイツの街でフランス対ドイツのサッカーの試合があった時に、フランスのフリーガンたちがやって来ても、フランス人の警察官がいれば言葉は通じる、でもドイツで起こるトラブルを取り締まるにはドイツの法律や司法の知識が必要なので、研修や取り締まりをドイツとフランスの警察官が一緒に行っているという内容でした。そういうレベルまで仏独連携が進んでいることに驚きました。

これだけ簡単に国境を渡れるようになってくると、日々この国境を越えて生活をする人が増えています。これをクロスボーダーコミュニーター（越境通勤者）と呼び、その定義は「週に3日以上、自分が住んでいる国から別の国に働きにいったり、帰ってくる」という生活をしている人のことを指します。ドイツとフランスだけでなく、フランスと

その北側にあるルクセンブルクとかベルギーの間でも、越境通勤者の存在はますます増えています。

その際に問題になってくるのが税金の問題です。例えばフランス人がドイツに働きにいくと、所得はドイツからあるので、税金はドイツに収めなければいけない。逆にドイツ人がフランスへ働きにいくと、所得税はフランスに支払うためフランスの法律を知ってなければいけない。単にフランスとドイツの間で制度を調整するだけでなく、それがフランスとベルギーの間、フランスとルクセンブルクの間、ドイツとルクセンブルクの間で、それぞれ違います。そのため、こうした問題を自治体や国どうしが政策協調をしていく必要が出てきています。それは隣接する国家同士の問題でもあるし、隣り合っている自治体の問題でもあるわけです。その自治体や国の連携が非常に必要になってきているのが今の多文化共生の現状になります。

例えば 1993 年にストラスブール市とドイツのキール市の間で設立されたユーロインスティテュートという組織ができました。また、ストラスブールはドイツとフランスだけではなく、さらにスイスも国境を接しているので、3 国間の政策協調を行う公的な機関が設立されています。同じように、フランスの他の国境地域には、フランスとスペインの間、フランスとベルギーの間、さまざまな自治体の間でこういう連携する公的な組織ができてきているわけです。

〈クロスボーダー地域の学生交流〉

個人的に今回、多文化共生を考える経験をしました。それは、ストラスブール政治学院の学生と一緒にドイツとスイスの大学生が集まるサマーセミナーに参加したのですが、フランス人はフランス語を話し、ドイツ人やスイス人はドイツ語で話して、通訳が入りませんでした。つまりフランス語とドイツ語のバイリンガルの集まりだったので、

ドイツ語が分からない私は非常に苦労しました。このセミナーを企画した大学の教員に聞くと、仏独が和解するにはやはり互いの言語を理解することが必要なので、交流する場を作る必要があるということでした。参加している学生に聞くと、ほとんどが高校時代にドイツ人はフランス語を勉強し、逆にフランス人はドイツ語を勉強していたそうです。でも、「わからなかった」とか、「あまり上手ではないけれども、ここに来ることによって、いろいろ言葉を思い出したり、交流したりするのが楽しかった」と語ってくれました。

それを聞いて、若い人たちには実際に会ってコミュニケーションを取るような場づくりが、やはり多文化共生の中では非常に重要なのだと思いました。実際に会うと、どの人がフランス人で、どの人がドイツ人だか分からない、まさに多文化共生でした。中にはスイス人も入っているのです、本当に国境を接する地帯の人たちの中では、もはや多文化共生が日常的に行われているということを実感できました。(写真8)



写真8 ドイツ・フランス・スイスの学生交流セミナー(フライブルク郊外の古城跡にて、筆者撮影)

●宗教的多様性について：ストラスブールの特殊事情

最後に、ここまで宗教の問題は触れてこなかったので、ストラスブールという土地の特殊事情から少し申し上げたいと思います。フランスでは革命以降、信仰の自由や法の下での平等が人権宣言の中でうたわれて、それまで支配的だったカトリックも、ユダヤ人もプロテスタントの人も、みんな平等だという考え方になりました。しかし、たびたび反動がありまして、1801年にナポレオンがカトリック教会と政教協約というのを結びました。脱カトリックから、カトリック教会を復権させるという揺り戻しがありました。1880年代以降には、再び脱カトリック化が進んで、公的な場に宗教的なものを持ち込まないというライシテ (laïcité) と呼ばれる考え方が強まり、法律的には1905年に国家と教会の分離に関する法 (いわゆる政教分離法) が成立して以降、議会や学校、役所など公的な場所では非宗教であることが定められました。

しかし、このライシテの考えはアルザス地方とロレーヌ地方では適用されません。それは、普仏戦争の結果、アルザス・ロレーヌは1871年にドイツ領になったため、1905年の政教分離法が適用されていないからです。従って、フランスに復帰した後も、ドイツ併合前の (ナポレオンが結んだ) 政教協約の下にあるので、アルザス・ロレーヌでは、カトリックとプロテスタントとユダヤ教が公認宗教として認められている状況にあります。これによって、公立学校では宗教教育が認められており、公立大学で唯一ストラスブール大学には神学部があります。

そして街中にはカトリック教会も、プロテスタント教会もユダヤ教会もあります。宗教的な多様性が認められているので、フランスというのはライシテが浸透している国であっても、互いの宗教を認め合う

「承認のライシテ」が、この空間にはあるのではないかということを描き出している研究者もいます^x。ストラスブールは地理的にドイツに近いこともあって、トルコ系の移民も非常に多く、イスラームのヴェールを被っている人も多くみられるように、宗教的な多様性があるという印象が非常に強くあります。

最後に、駆け足になりましたけれども、まとめをしたいと思います。本日の発表で申し上げたかったことは、まず、最近、人の移動が活発になり、異なる言語や宗教、文化を持つ人々との共生が求められるようになってきており、日本も例外ではなくなってきたということがあります。その際に、これまでのような一方的な同化主義ではなく、リベラルな多文化主義的な考え方が必要ではないのかということをお願いしたいのです。そのためには互いの言語や文化、そして宗教を知ることが非常に重要ではないかと思ひますし、実践的に、例えば市民レベル、自治体レベル、国レベル、それぞれ役割は違いますが、やはり互いを知るための交流が必要だと思ひます。それは、やはり欧州統合の歴史が物語っているように、戦争でまさに血を流して痛みを分け合った中から、もはや戦争ではなく、平和を目指すのだという政治的なイニシアティブが必要です。もともと EU は経済的な活動をすることによって、お互い繁栄して、その先に政治統合をしてきたという流れがありました。その経済的な活動を活発するためにも、国境という障壁をなくして、通貨も共通通貨を創りました。そのためには政策協調が必要だったわけです。その結果、政治的な統合に至るという道を作ってきました。このように、さまざまな課題がありますが、課題を解決するためには、一国ではなくて、二国、三国、同盟関係のような中での協力関係や政策を調整していく努力が、民間レベルから国レベルまで求められているのではないかと思ひます。それが、私がフランスという社会から見てきた多文化共生の姿と言えます。以上で報

告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

注

-
- i 総務省「多文化共生推進プログラム」2006年3月
 - ii ウィル・キムリッカ(稲田恭明・施光恒訳)『多文化主義のゆくえ—国際課をめぐる苦闘』(法政大学出版局、2018年)
 - iii キムリッカ、2018年、p.23
 - iv キムリッカ、2018年、p.23
 - v キムリッカ、2018年、p.44
 - vi INSEE, « L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers », 29.08.2024.
 - vii ストラスブール市ホームページ (<https://www.strasbourg-europe.eu/l-europe-a-strasbourg/quartier-europeen/>)
 - viii ペーター・ガイス 監修、ギヨーム・ル・カントレック 監修(福井憲彦 監訳・近藤孝弘 監訳)『世界の教科書シリーズ ドイツ・フランス共通歴史教科書(近現代史)』(明石書店、2016年)
 - ix Arte, Redards, « France-Allemagne. Faire police ensemble » (2024年9月18日閲覧)
 - x 佐藤香寿実『『承認のライシテとムスリムの場所づくり—「辺境の街」ストラスブールの実践』(人文書院、2023年)